

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則	建 設 企 画 課
○長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・都市計画事業の事業計画の変更認可	水 環 境 対 策 課
○長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正	建 設 企 画 課
・道路の供用開始（2件）	道 路 維 持 課
・都市計画事業の事業計画の認可	〃
・都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）	〃
・使用料収納事務の委託	住 宅 課
◎ 公 告	
・測量の終了（5件）	建 設 企 画 課
・測量の実施	〃
◎ 正 誤	
・令和5年1月13日付け長崎県公報第11183号中	林 政 課

規 則

長崎県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第11号

長崎県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年長崎県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（国等に関する特例） 第16条 条例第27条第1項の規則で定める者は、 <u>法令の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。</u>	（国等に関する特例） 第16条 条例第27条第1項の規則で定める者は、 <u>次に掲げる者とする。</u> (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (2) 住宅金融公庫 (3) 独立行政法人都市再生機構 (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構 (5) 独立行政法人雇用・能力開発機構

- (6) 日本郵政公社
- (7) 日本道路公団
- (8) 独立行政法人緑資源機構
- (9) 独立行政法人水資源機構
- (10) 日本下水道事業団
- (11) 環境事業団
- (12) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (13) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- (14) 地方住宅供給公社
- (15) 地方道路公社

別表第1（第2条関係）

区分	特別特定建築物	特定生活関連施設の規模等
1	略	
2	娯楽施設 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積（左欄に掲げる特別特定建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下同じ。）が1,000平方メートル
3～17	略	
18	官公庁施設 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	略

備考 建築物がこの表に掲げる特別特定建築物に該当するかしないかの判定は、当該建築物が不特定かつ多数の者の利用に供されることが一般的であるかどうかにより行うものとする。

別表第2（第2条関係）

特定生活関連施設	内容
1～4	略
5	路外駐車場 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）で自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が500平方メートル以上のもの（別表第1の特別特定建築物に該当するものを除く。）

別表第3（第2条関係）

区分	特定生活関連施設
1	学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校
2	社会福祉施設 すべてのもの（別表第1の特別特定建築物に該当するものを除く。）

別表第4（第3条関係）

区分	公共車両等
一般旅客の用に供するもの	1 鉄道の車両 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12

別表第1（第2条関係）

区分	特定建築物	特定生活関連施設の規模等
1	略	
2	娯楽施設 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積（左欄に掲げる特定建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下同じ。）が1,000平方メートル
3～17	略	
18	官公庁施設 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	略

備考 建築物がこの表に掲げる特定建築物に該当するかしないかの判定は、当該建築物が不特定かつ多数の者の利用に供されることが一般的であるかどうかにより行うものとする。

別表第2（第2条関係）

特定生活関連施設	内容
1～4	略
5	路外駐車場 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）で自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が500平方メートル以上のもの（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）

別表第3（第2条関係）

区分	特定生活関連施設
1	学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校
2	社会福祉施設 すべてのもの（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）

別表第4（第3条関係）

区分	公共車両等
一般旅客の用に供するもの	1 鉄道の車両 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車

	号に規定する旅客車
	2～4 略
乗降場	1 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第2条第7号に規定する駅（別表第1の特別特定建築物に該当するものを除く。）
	2 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第2項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の乗降のため、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの（別表第1の特別特定建築物に該当するものを除く。）
	3 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル（別表第1の特別特定建築物に該当するものを除く。）
	4 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設（別表第1の特別特定建築物に該当するものを除く。）
	5 軌道法施行規則第9条第11号に規定する停留場（別表第1の特別特定建築物に該当するものを除く。）

	2～4 略
乗降場	1 普通鉄道構造規則第2条第4号に規定する駅（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）
	2 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第2項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の乗降のため、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）
	3 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）
	4 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）
	5 軌道法施行規則第9条第11号に規定する停留場（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）

別表第5（第4条関係）

第1 特別特定建築物、学校、特別特定建築物以外の社会福祉施設及び共同住宅（以下これらを「特別特定建築物等」という。）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1～15 略	

第2～第4 略

別表第6（第5条、第6条、第9条、第11条、第12条、第13条関係）

特定生活関連施設の区分	図書	
	種類	記載事項
特別特定建築物等	付近見取図	略
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道等の位置、特別特定建築物等及びその出入口の位置、敷地内の通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝等又は傾斜路及びその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、敷地内の車路の位置、駐車場の位置並びに駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、特別特定建築物等の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、

別表第5（第4条関係）

第1 特定建築物、学校、特定建築物以外の社会福祉施設及び共同住宅（以下これらを「特定建築物等」という。）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1～15 略	

第2～第4 略

別表第6（第5条、第6条、第9条、第11条、第12条、第13条関係）

特定生活関連施設の区分	図書	
	種類	記載事項
特定建築物等	付近見取図	略
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道等の位置、特定建築物等及びその出入口の位置、敷地内の通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝等又は傾斜路及びその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、敷地内の車路の位置、駐車場の位置並びに駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、特定建築物等の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下

		廊下等の位置及び幅（当該廊下等が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、廊下等に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、受付等の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーターの位置、別表第5の第1の7に定める基準に適合する便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝等又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同表の第1の9に定める基準に適合する更衣室・シャワー室の位置、同表の第1の10に定める基準に適合する客室の位置、同表の第1の11の(1)に定める基準に適合する客席・観覧席の位置、幅及び奥行き、同表の第1の11の(2)に定める基準に適合する通路の位置及び幅員（当該通路が傾斜路及び踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同表の第1の12に定める基準に適合する授乳場所の位置、同表の第1の13に定める基準に適合する案内板の位置、同表の第1の14の(1)に定める基準に適合する受付カウンター及び記載台の位置、同表の第1の14の(2)に定める基準に適合する防火扉の位置、同表の第1の14の(3)に定める基準に適合する点滅式誘導灯の位置、同表の第1の14の(4)に定める基準に適合する発券機の位置並びに同表の第1の15に定める基準に適合する改札口の位置及び幅			等の位置及び幅（当該廊下等が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、廊下等に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、受付等の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーターの位置、別表第5の第1の7に定める基準に適合する便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝等又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同表の第1の9に定める基準に適合する更衣室・シャワー室の位置、同表の第1の10に定める基準に適合する客室の位置、同表の第1の11の(1)に定める基準に適合する客席・観覧席の位置、幅及び奥行き、同表の第1の11の(2)に定める基準に適合する通路の位置及び幅員（当該通路が傾斜路及び踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同表の第1の12に定める基準に適合する授乳場所の位置、同表の第1の13に定める基準に適合する案内板の位置、同表の第1の14の(1)に定める基準に適合する受付カウンター及び記載台の位置、同表の第1の14の(2)に定める基準に適合する防火扉の位置、同表の第1の14の(3)に定める基準に適合する点滅式誘導灯の位置、同表の第1の14の(4)に定める基準に適合する発券機の位置並びに同表の第1の15に定める基準に適合する改札口の位置及び幅
	断面図	略		断面図	略
	構造詳細図	略		構造詳細図	略
道路	略		道路	略	
公園等	略		公園等	略	

路外駐車場	略	路外駐車場	略
-------	---	-------	---

様式第1号中「印」を削り、「特定建築物等」を「特別特定建築物等」に改める。
 様式第2号中「特定建築物等」を「特別特定建築物等」に改める。
 様式第3号中「印」を削り、「特定建築物等」を「特別特定建築物等」に改める。
 様式第4号中「印」を削る。
 様式第5号及び様式第6号中「印」を削り、「特定建築物等」を「特別特定建築物等」に改める。
 様式第7号及び様式第8号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第12号

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(契約の不締結)</p> <p>第9条の2 落札者が、<u>契約締結までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第44条及び第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）</u>で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の10分の1（第9条第3項の基準の定めるところにより調査を行い契約を締結した場合にあっては10分の3）に相当する額を違約金として契約担任者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めによらない理由により契約を解除した場合については、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>(履行遅滞の場合の損害賠償請求等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の損害の賠償額は、請負代金額（第45条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除</p>	<p>(契約の不締結)</p> <p>第9条の2 落札者が、次の各号のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第44条及び第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の10分の1<u>に</u>（第9条第3項の基準の定めるところにより調査を行い契約を締結した場合にあっては10分の3）に相当する額を違約金として契約担任者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めによらない理由により契約を解除した場合については、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>(履行遅滞の場合の損害賠償請求等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の損害の賠償額は、請負代金額（第45条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除</p>

した額)につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額とする。

3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第41条第2項及び第45条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。

(現場代理人及び主任技術者等)

第21条 略

2～4 略

5 契約担任者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が4,500万円以上(建築一式工事にあつては7,000万円以上)となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない。

6 公共性のある工作物に関する重要な工事(工事一件の請負代金の額が4,000万円以上のもの。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては8,000万円以上のもの。)については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない(監理技術者補佐を設置する場合を除く。)

7 略

(計画工程表の提出)

第24条 受注者は、工事の開始の日から40日以内に、設計図書に定める計画工程表を作成し、契約担任者に提出しなければならない。

(前金払)

第42条 略

2～5 略

6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

7～9 略

(中間前金払)

第43条 略

2～7 略

8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9及び10 略

(不可抗力による損害)

第52条 受注者は、工事目的物の引渡し前に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で契約担任者又は受注者の双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を書面をもつて契約担任者に通知しなければならない。

した額)につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第41条第2項及び第45条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。

(現場代理人及び主任技術者等)

第21条 略

2～4 略

5 契約担任者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上(建築一式工事にあつては6,000万円以上)となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない。

6 公共性のある工作物に関する重要な工事(工事一件の請負代金の額が3,500万円以上のもの。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては7,000万円以上のもの。)については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない(監理技術者補佐を設置する場合を除く。)

7 略

(工程表の提出)

第24条 受注者は、工期の開始の日から40日以内に、設計図書に定める計画工程表を作成し、契約担任者に提出しなければならない。

(前金払)

第42条 略

2～5 略

6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

7～9 略

(中間前金払)

第43条 略

2～7 略

8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9及び10 略

(不可抗力による損害)

第52条 受注者は、工事目的物の引渡し前に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で契約担任者又は受注者の双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を書面をもつて契約担任者に通知しなければならない。

2及び3 略

4 契約担任者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事的物等であって第27条第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第38条第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 略

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

2及び3 略

4 契約担任者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第27条第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第38条第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 略

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

様式第8号の5中「原契約書7中「別紙のとおり」の「別紙」を「別紙」に改める。」を「原契約書8中「別紙のとおり」の「別紙」を「別紙」に改める。」に改める。

様式第8号の6中「年2.5パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率」に改める。

様式第12号中「4,000万円」を「4,500万円」に、「3,500万円」を「4,000万円」に、「7,000万円」を「8,000万円」に、「6,000万円」を「7,000万円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第13号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
番号	手数料の名称	番号	手数料の名称
1～8	略	1～8	略
9	削除	9	<u>一般旅券の査証欄の増補手数料</u>
10～193	略	10～193	略
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
番号	手数料の名称	番号	手数料の名称
1	略	1	略
<u>1の2</u>	<u>長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第5条に定める</u>		

	る手数料		
2	長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第6条第1項及び第54条第1項に定める手数料	2	長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第6条第1項及び第58条第1項に定める手数料
3～27	略	3～27	略
28	長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）第2条に定める手数料	28	長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）第2条に定める手数料（別表第9に掲げるものうち、パーキング・メーター作動手手数料及びパーキング・チケット発給手数料を除く。）

附 則

この規則中別表第1の改正規定は令和5年3月27日から、別表第2の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
東彼杵町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成10年長崎県告示第89号
東彼杵都市計画下水道事業 東彼杵公共下水道
- 3 施行期間
自 平成10年1月27日 至 令和9年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 平成10年長崎県告示第89号、平成15年長崎県告示第48号、平成16年長崎県告示第1177号、平成22年長崎県告示第837号、平成26年長崎県告示第183号及び平成30年長崎県告示第293号の事業地のうち、大字三根郷字三根開、大字八反田郷字森、字八反田、字宮田及び字嬉里地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

長崎県告示第213号

長崎県建設工事標準請負契約書（令和4年長崎県告示第809号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日以後に締結する請負契約から適用する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>長崎県建設工事標準請負契約書 (不可抗力による損害)</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目</p>	<p>長崎県建設工事標準請負契約書 (不可抗力による損害)</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者</p>

的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2及び3 略

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 略

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（前金払）

第35条 略

2～5 略

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（中間前金払）

第38条 略

2～7 略

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

9～13 略

（解除に伴う措置）

第55条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39条及び第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第38条（第43条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額（第44条の規定による部分払をしている

は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2及び3 略

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 略

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（前金払）

第35条 略

2～5 略

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（中間前金払）

第38条 略

2～7 略

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

9～13 略

（解除に伴う措置）

第55条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39条及び第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第38条（第43条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額（第44条の規定による部分払をしている

ときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条、第50条、第50条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条、第52条又は第53条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 略
(発注者の損害賠償請求等)

第56条 略
2～4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額とする。

6 略
(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第56条の2 略
2 略

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4～6 略
(相殺)

第56条の3 略

2 前項の規定による追徴をする場合に、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を徴収する。

3 略
(受注者の損害賠償請求等)

第57条 略

2 第33条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

ときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条、第50条、第50条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条、第52条又は第53条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 略
(発注者の損害賠償請求等)

第56条 略
2～4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 略
(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第56条の2 略
2 略

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4～6 略
(相殺)

第56条の3 略

2 前項の規定による追徴をする場合に、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

3 略
(受注者の損害賠償請求等)

第57条 略

2 第33条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

長崎県告示第214号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町奈摩郷字椎木山1128番1地先から 官公有無番地先(南松浦郡新上五島町奈摩郷字干鯛場1402番13) まで	令和5年3月22日

長崎県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 勝本石田線	壱岐市芦辺町諸吉二亦触字二又555番3先から 壱岐市芦辺町諸吉二亦触字小田崎1664番1地先まで	令和5年3月22日

長崎県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
大村市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大村都市計画道路事業
3・4・16号 古賀島沖田線（沖田工区）
- 3 施行期間
自 令和5年3月22日 至 令和12年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 大村市黒丸町及び沖田町地内
使用の部分 なし

長崎県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
長崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成26年長崎県告示第692号
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業
3・3・158号 長崎駅中央通り線
- 3 施行期間
自 平成26年7月11日 至 令和6年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

長崎県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
長崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成13年長崎県告示第359号
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業
3・5・118号 新地町稲田町線
- 3 施行期間
自 平成13年3月23日 至 令和10年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

長崎県告示第219号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、長崎県営住宅等家賃、敷金、割増賃料及び長崎県営住宅等駐車場使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の所在地及び名称
長崎県長崎市元船町17番1号
長崎県住宅供給公社 理事長 柴田 昌造
- 3 委託事務
長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）及び長崎県特定公共賃貸住宅条例（平成7年長崎県条例第25号）に規定する長崎県営住宅等家賃、敷金、割増賃料及び長崎県営住宅等駐車場使用料の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量（車両搭載センシングデータ取得）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県の一部	令和5年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西彼杵郡長与町高田郷（一部）地域	令和5年3月3日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所から公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル1000））を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 島原市、南島原市、雲仙市	令和5年2月28日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県諫早市田尻町	令和4年12月28日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県松浦市、川棚町、波佐見町	令和5年2月16日

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所から公共測量（長崎管内北部地区航空レーザ測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県佐保市～東彼杵郡東彼杵町	令和5年3月14日から 令和5年9月20日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

正 誤

令和5年1月13日付け長崎県公報第11183号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
53	7	大村市荒瀬町1135の1	大村市荒瀬町1135の1（次の図に示す部分に限る。）
	17	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

電話代表
直通
（八二四）
二二二
二二四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
ト
寺田宏
弥